

総 税 固 第 1 号
令和 3 年 1 月 15 日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に係る期限後の申告について

地方税法附則第 63 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置については、適用を受けようとする中小事業者等は、令和 3 年 2 月 1 日までに特例の適用があるべき旨の申告をすることが必要となります（同条第 2 項^{*1}）が、期限内に申告ができなかったことについて、やむを得ない理由があると市町村長が認める場合には、申告期限後の申告をもって特例を適用させることができます（同条第 3 項）。

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大により、去る 1 月 7 日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言が行われたところです。

地方税法附則第 63 条第 3 項の規定の適用の判断にあたっては、期限後の申告となったことについて納税義務者自身の責めに帰すことができない事由は「やむを得ない理由」に該当するものと考えられますが、現下の状況を踏まえ、各納税者の置かれた状況に十分配慮して、柔軟に対応するようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、eLTAX による電子申告を可能としております^{*2}ので、引き続き周知と利用の促進に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

※1 地方税法附則第63条第2項では令和3年1月31日が申告期限とされていますが、同日は休日（日曜日）であることから、同法第20条の5第2項の規定により、申告期限は同年2月1日となります。

※2 令和2年12月11日付け総務省自治税務局固定資産税課・電子化推進室事務連絡「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置における電子申請について」をご参照ください。

担当：総務省自治税務局固定資産税課
中谷課長補佐、坪井係長
連絡先：03-5253-5674（直通）